

## 第13期第2回福岡県個人情報保護審議会次第

### 1 日時

平成28年11月17日（木）10：00～

### 2 場所

県庁行政棟10階特9会議室

### 3 議事

福岡県個人情報保護条例の一部改正について

### 4 その他

平成27年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）

#### 〔配付資料〕

資料1 福岡県個人情報保護条例の見直しに関する検討の背景

資料2 改正個人情報保護法の施行に向けた動向

資料3 行政機関個人情報保護法等改正法について

資料4 個人情報保護法新旧対照表

資料5 行政機関個人情報保護法新旧対照表

資料6 中小企業向け個人情報保護法説明会開催案内

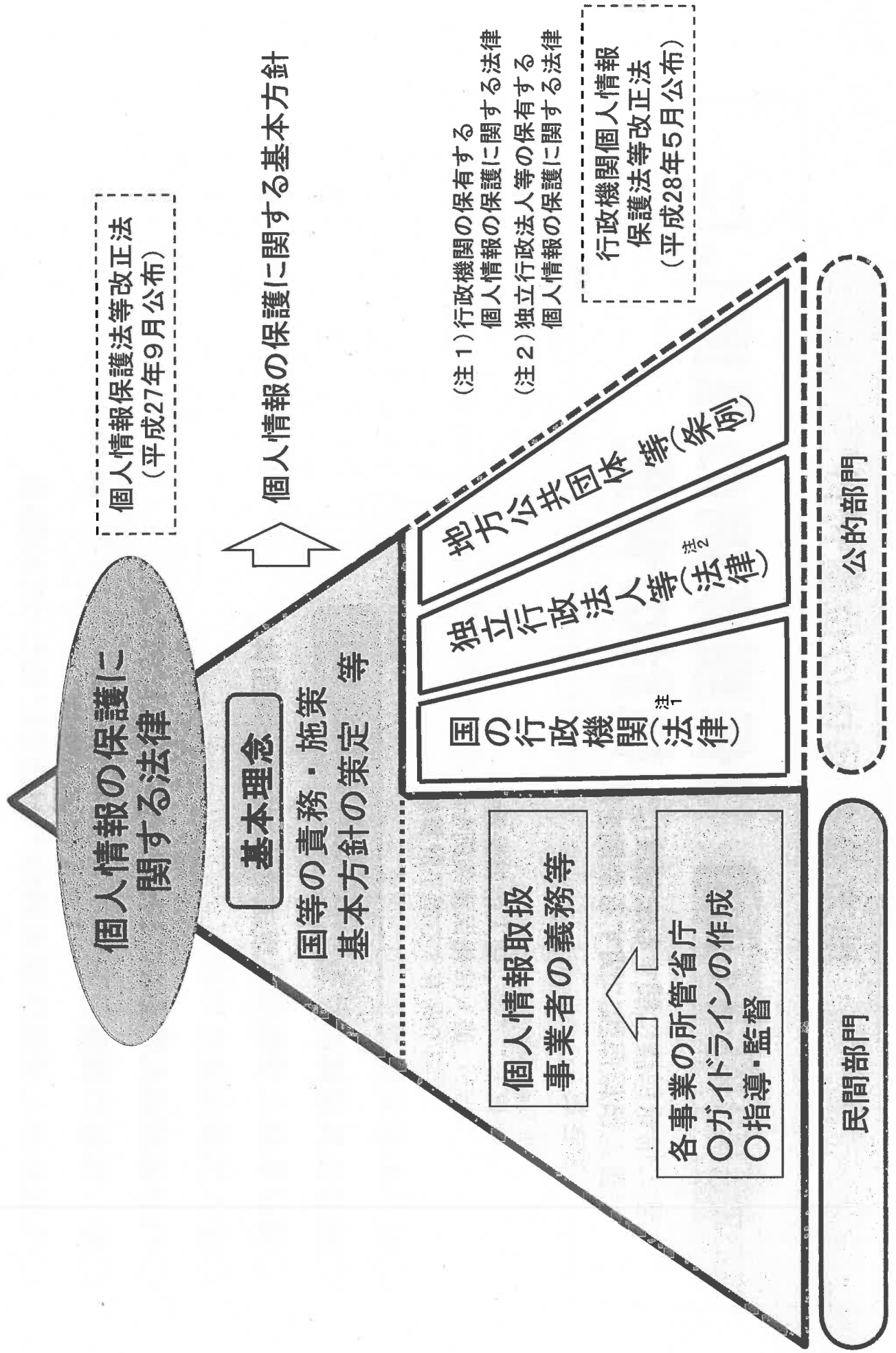
資料7 個人情報保護法リーフレット

資料8 平成27年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

# 福岡県個人情報保護条例の見直しに 関する検討の背景

- 1 ○現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ
- 2 ○地方公共団体の位置付け
- 3 ○福岡県個人情報保護条例の目的・ポイント
- 4 ○個人情報保護法の改正
- 5 ○行政機関個人情報保護法等の改正
- 6 ○個人情報の保護に関する基本方針(抜粋)
- 7 ○福岡県個人情報保護条例の一部改正に当たっての論点

# 現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



## 地方公共団体の位置付け

### 個人情報保護法制化検討時の状況

国においては、平成11年に個人情報保護に関する法制度についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報の保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んできた。

《法制化検討以前の経緯》

平成 4年 3月30日 福岡県個人情報保護条例制定

平成 4年10月 1日 施行

平成16年12月27日 福岡県個人情報保護条例全部改正

平成17年 4月 1日 施行

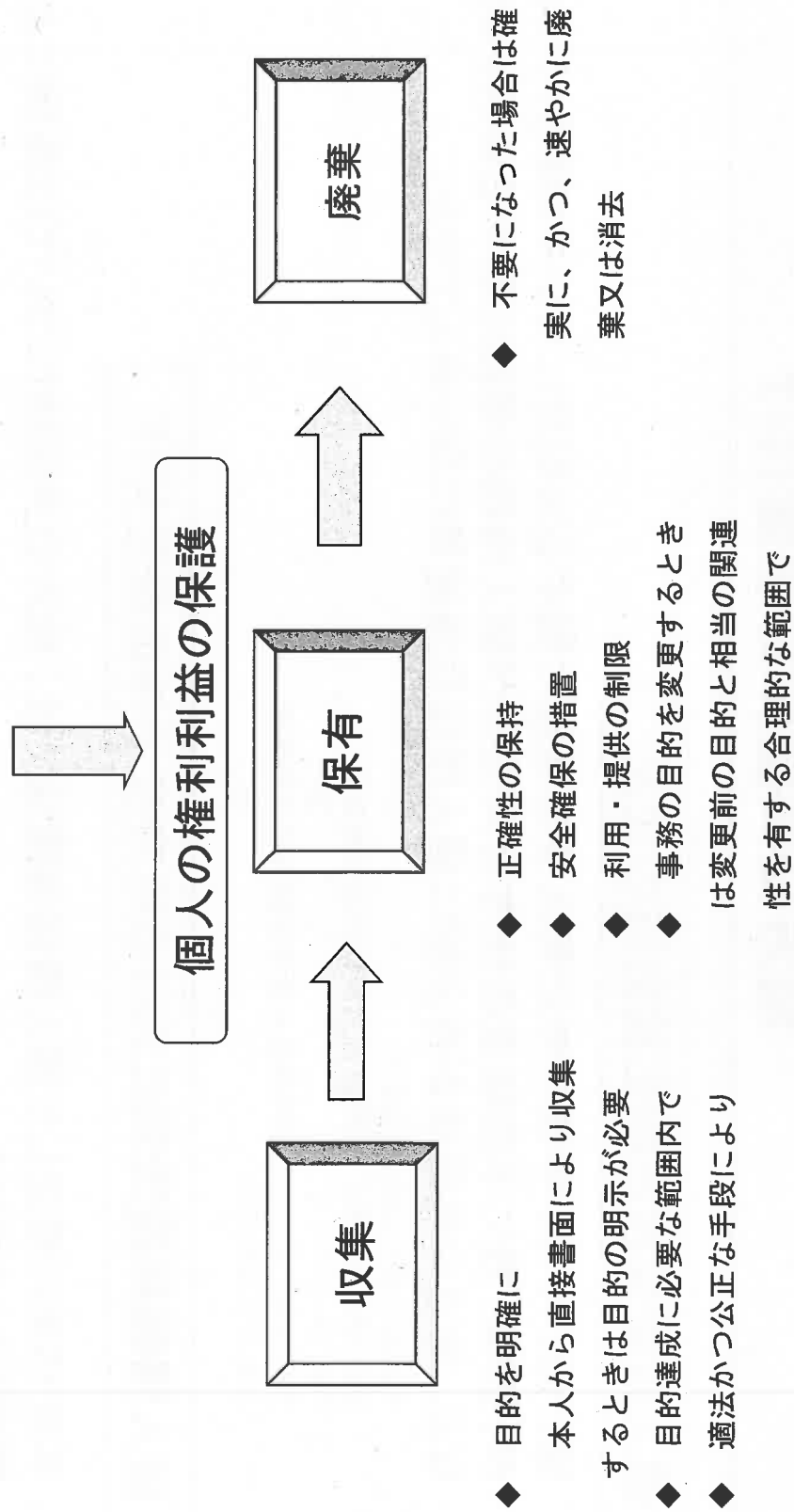
### 個人情報保護法制における地方自治体の位置付け

平成15年に成立した個人情報保護法では、地方公共団体については条例により規律することとされた。

- ・ 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(同法第5条)
- ・ 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。(同法第11条第1項)

# 福岡県個人情報保護条例の目的・ポイント

- 1 個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。
- 2 県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求め権利を明らかにする。



# 個人情報保護法の改正

## パーソナルデータに関する検討会

パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うため、平成25年9月から平成26年12月にかけて13回にわたって開催(座長:宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究所教授)

## パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱

パーソナルデータに関する検討会における検討を踏まえつつ、平成26年6月24日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において決定

## 個人情報保護法の改正

※平成27年9月9日公布、公布から2年以内に全面施行  
(個人情報保護委員会の新設に係る規定は、平成28年1月1日に施行済)

- ・ **個人情報保護委員会の新設**  
個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化
- ・ **個人情報保護の定義の明確化**  
個人情報の定義として、個人識別符号(①身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号(例:顔認識データ、指紋認識データ)、②対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号(例:旅券番号、運転免許番号、マイナンバー))が対象となることを明確化
- ・ **要配慮個人情報の規定の新設**  
要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化
- ・ **小規模事業者への対応**  
取り扱う個人情報数が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はあり得るため、5,000人以下の取扱事業者についても本法を適用
- ・ **匿名加工情報の規定の新設**  
匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないよう(したものの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

など

# 行政機関個人情報保護法等の改正

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会

パーソナルデータの活用に関する制度改正大綱において示されている方針の下、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについて、その特質を踏まえた専門的な調査・検討を行うため、平成26年7月から平成28年3月にかけて16回にわたって開催（座長：藤原静雄中央大学大学院法務研究科教授）

## 行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会において取りまとめ、平成28年3月7日に公表

## 行政機関個人情報保護法等の改正

※平成28年5月27日公布、公布から1年6月以内に施行

- 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入
  - ①非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
  - ②民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
  - ③非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
  - ④過去に義務違反があるなど不適合な者は、提案者から排除
  - ⑤非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備
- 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管
- 個人情報の定義の明確化  
個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）
- 要配慮個人情報の取扱いの規定  
要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報の含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

## 個人情報保護に関する基本方針(抜粋)

- 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項  
(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報保護法の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。



# 福岡県個人情報保護条例の一部改正に当たっての論点

## 1 個人情報の定義について

行政機関個人情報保護法改正を踏まえたもの

### 条例第2条第1号

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

## 2 機微情報に係る規定について

行政機関個人情報保護法改正を踏まえたもの

### 条例第3条第3項

実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づいて収集するとき、及び福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

### 条例第11条第1項

犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持を目的として、個人情報…を収集するときは、第3条第3項本文…の規定は、適用しない。

# 福岡県個人情報保護条例の一部改正に当たっての論点

## 3 小規模事業者に係る規定について

個人情報保護法改正を踏まえたもの

### 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

#### 条例第45条(事業者の責務)

- ・ 事業者に対し、事業の実施に伴う個人情報の適正な取扱いの責務を規定

#### 条例第46条(意識啓発等)

- ・ 知事による事業者に対する意識啓発並びに指導及び助言の実施(第1項)
- ・ 知事による事業者に対する指導方針の作成(第2項)

#### 条例第47条(苦情相談の処理)

- ・ 知事による県民からの苦情相談の適切な処理の実施

#### 条例第48条(調査)

- ・ 知事による個人情報の不適正な取扱いが疑われる事業者に対する説明又は資料の提出の要請

#### 条例第49条(勧告)

- ・ 知事による個人情報の著しい不適正な取扱いが認められる事業者に対する是正勧告

#### 条例第50条(事実の公表)

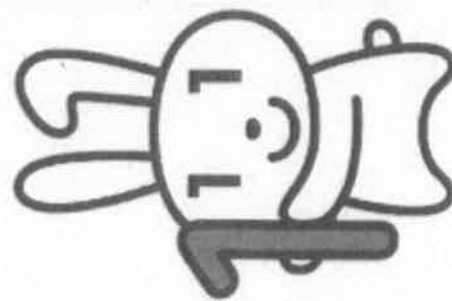
- ・ 事業者が第48条の説明若しくは資料の提出の要請を拒んだとき、又は第49条の勧告に従わないときの知事による事実の概要等の公表

## 4 非識別加工情報制度の導入について

行政機関個人情報保護法改正を踏まえたもの

# 改正個人情報保護法の施行に向けた動向

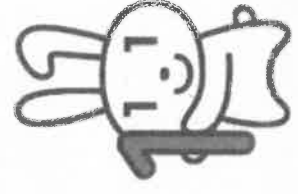
平成28年9月23日  
個人情報保護委員会事務局



## 目次

1. 個人情報保護法の改正
2. 個人情報保護法の施行に向けた動き
  - (1) 個人情報保護委員会
  - (2) 改正と政令案等のポイント

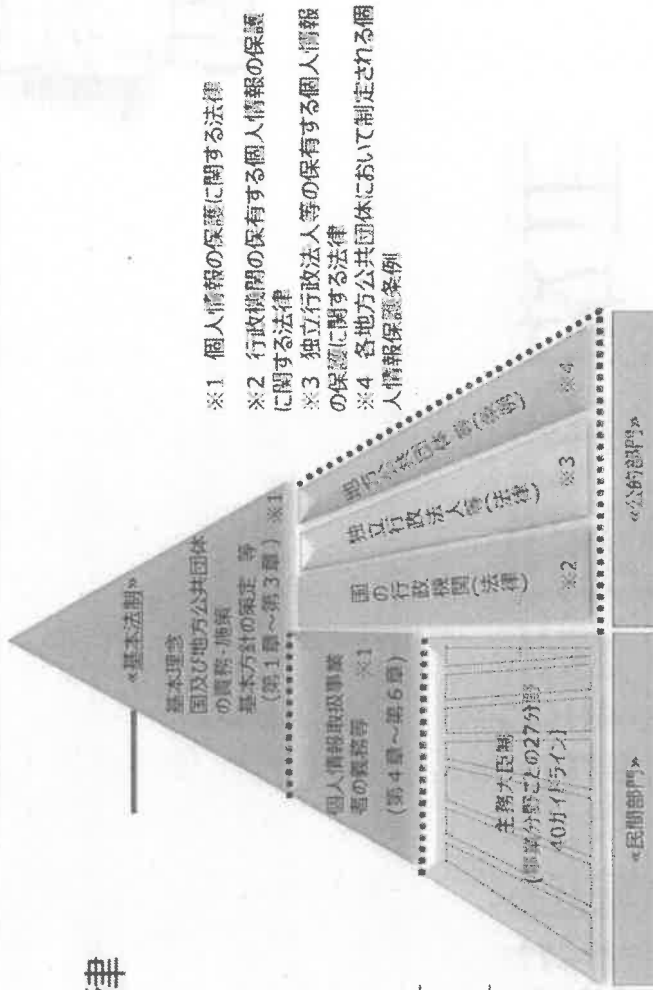
# 1. 個人情報保護法の改正



# 個人情報保護制度の体系

## 個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法) ※1

事業等を所管する各省庁において、審議会の議論等を経て、27分野について38のガイドラインを策定



- ※1 個人情報の保護に関する法律
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療(一般)	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理(一般)	厚生労働省
医療(研究)	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	郵便	総務省	雇用管理(船員)	国土交通省
		信書便	総務省	職業紹介等(一般)	厚生労働省
		経済産業	経済産業省	職業紹介等(船員)	国土交通省
		警察	国家公安委員会	労働者派遣(一般)	厚生労働省
		法務	法務省	労働者派遣(船員)	国土交通省
		外務	外務省	労働組合	厚生労働省
金融	金融庁	財務	財務省	企業年金	厚生労働省
信用	経済産業省	文部科学	文部科学省	農林水産	農林水産省
電気通信	総務省				

個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、個人情報を取扱う事業者の取得・利用・提供等個人情報に関する一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の適正な取り扱いを確保するものである。

#### ○ 定義

##### ・ 個人情報の定義 (§2)

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

##### ・ 個人情報取扱事業者 (§2)

その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定める者（過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者）

#### ○ 利用目的に関する規律

##### ・ 個人情報の利用目的の特定 (§15)、目的外利用の禁止 (§16)

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定し、原則として、あらかじめ本人同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

##### ・ 適正な取得 (§17)、取得時の利用目的の通知等 (§18)

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならず、取得時は本人へ速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない。また、本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

○ 第三者提供の制限

・ 第三者提供の制限 (§23)

あらかじめ本人の同意を得ないで本人以外の者にデータを提供してはならない(ただし、例外規定あり)。  
※委託、事業承継及び共同利用の場合は相手方は第三者に該当しない。

○ 事故防止のための措置

・ データ内容の正確性の確保 (§19)

データは正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

・ 安全管理措置 (§20)、従業者・委託先の監督 (§21-22)

データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な技術的・組織的な保護措置を講じなければならず、また安全にデータ管理するため、従業者や委託先へ必要・適切な監督を行わなければならない。

○ 本人の求めに応じる義務

・ 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等 (§24-27)

一定のデータについて、利用目的等を本人の知りうる状態に置き、本人からの求めに応じてデータを開示、内容に誤りのあるときは訂正等、法律上の義務に違反する取扱いについては利用停止等を行わなければならない。

○ 苦情処理 (§31)・主務大臣の助言 (§33)、勧告及び命令 (§34) 等による不適正な個人情報の取扱いの是正



2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

## 環境の変化

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

### 1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

### 2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

### 3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

# 個人情報保護法の改正の概要①

<p><b>1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限</b></p>	
<p><b>個人情報保護委員会</b> (H28.1.1施行時点) 第50条～第65条 (全面施行時点) 第40条～第44条、 第59条～第74条</p>	<p>内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）</p>
<p><b>2. 個人情報の定義の明確化</b></p>	
<p><b>個人情報の定義の明確化</b> 第2条第1項、第2項</p>	<p>特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。</p>
<p><b>要配慮個人情報</b> 第2条第3項</p>	<p>本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。</p>
<p><b>3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保</b></p>	
<p><b>匿名加工情報</b> 第2条第9項、第10項、 第36条～第39条</p>	<p>特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。</p>
<p><b>個人情報保護指針</b> 第53条</p>	<p>個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。</p>

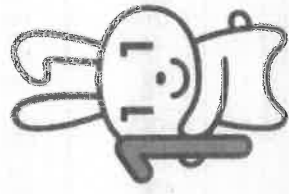
個人情報保護法の改正の概要①

<p><b>4. 個人情報の取扱いのグローバル化</b></p>	
<p><b>国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供</b> 第75条、第78条</p>	<p>日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。</p>
<p><b>外国事業者への第三者提供</b> 第24条</p>	<p>個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。</p>
<p><b>5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）</b></p>	
<p><b>トレーサビリティの確保</b> 第25条、第26条</p>	<p>受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。</p>
<p><b>データベース提供罪</b> 第83条</p>	<p>個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。</p>
<p><b>6. その他改正事項</b></p>	
<p><b>オプトアウト規定の厳格化</b> 第23条第2項～第4項</p>	<p>オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。</p>
<p><b>利用目的の制限の緩和</b> 第15条第2項</p>	<p>個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。</p>
<p><b>小規模取扱事業者への対応</b> 第2条第5項</p>	<p>取り扱う個人情報量が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。</p>

## 2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令案等のポイント



## 沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置  
(特定個人情報保護委員会から改組)

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

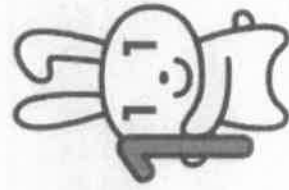
## 所掌事務

(平成28年8月時点)

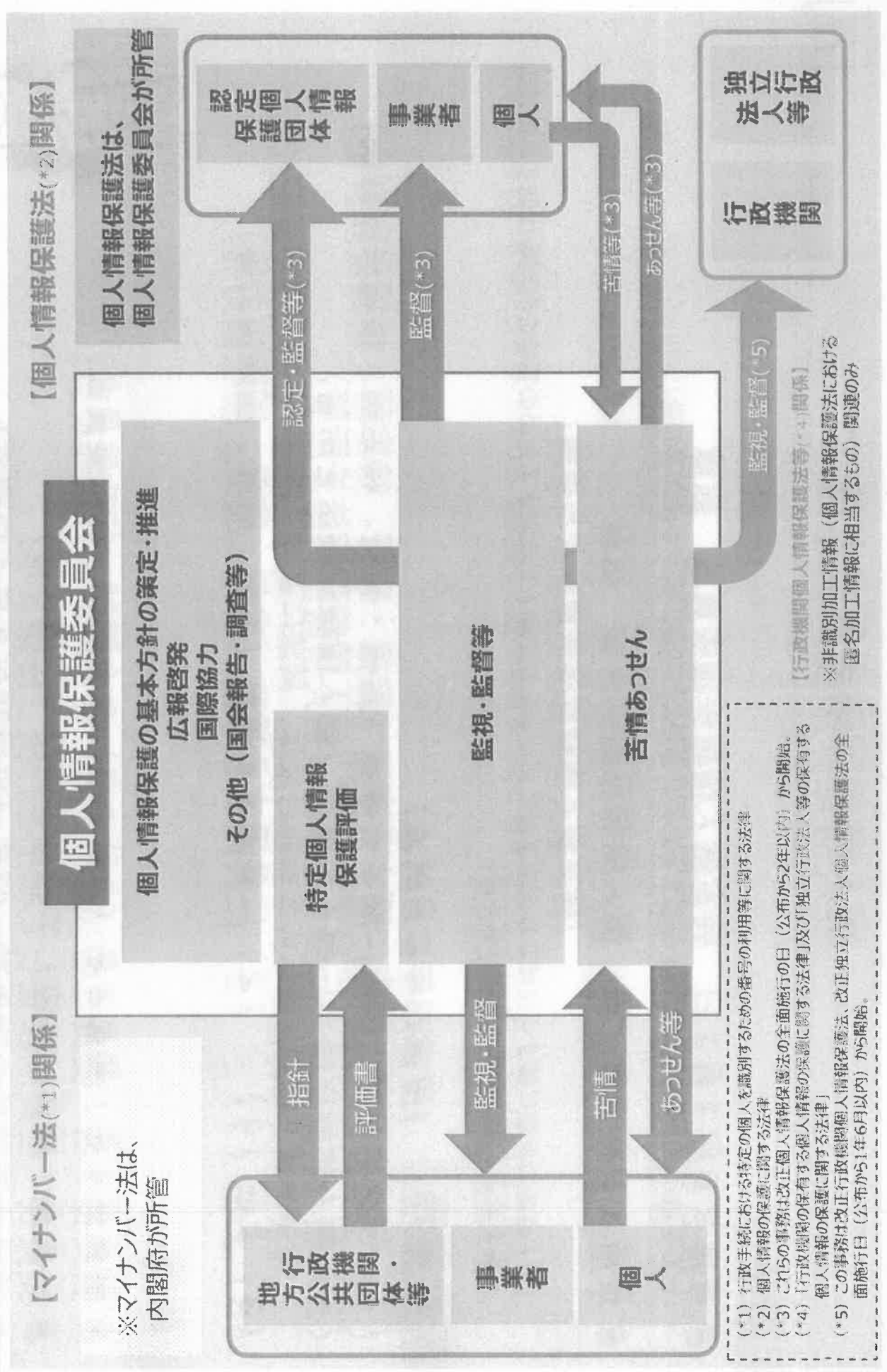
- (1) マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務 (個人情報保護法を所管)  
※改正個人情報保護法の全面施行後は、同法に基づき監視・監督業務が追加。
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

## 組織

- 委員長1名・委員8名 (合計9名) の合議制 (行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (任期5年)
- 委員会事務局の職員数：97名 (平成28年8月1日現在)



# 個人情報保護委員会の所掌事務



## 2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令案等のポイント



## 1. 個人識別符号

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
  - ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
  - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

### ○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



マイナンバー



運転免許証番号



旅券番号



顔認識データ



指紋認識データ



### 2. 要配慮個人情報の規定の新設

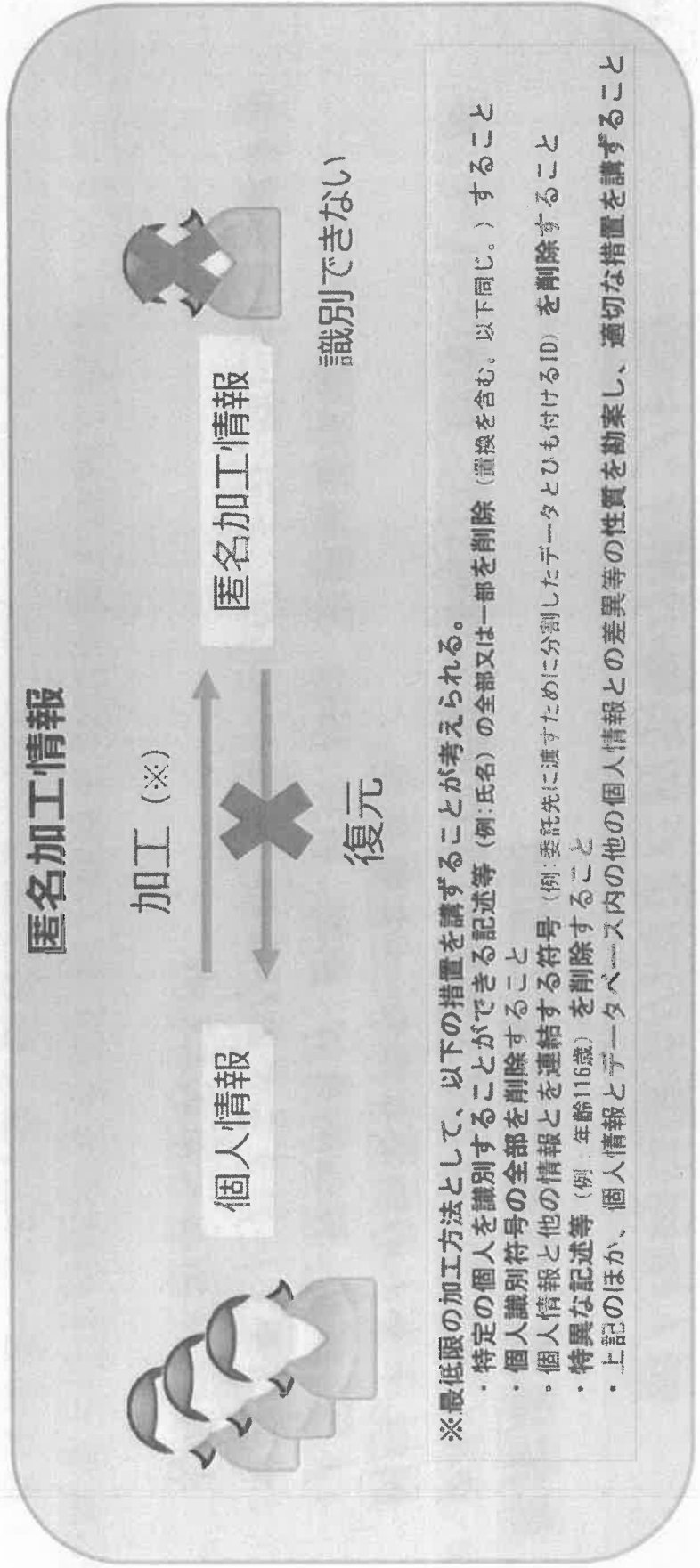
- ▶ 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
  - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
  - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

#### ○政令で以下の記述等を含む個人情報<sup>〇</sup>を要配慮個人情報と規定

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続きが行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

### 3. 匿名加工情報の規定の新設

- ▶ 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



#### 4. 小規模事業者への配慮

- 取り扱う個人情報の数が5000人以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

○ガイドラインにおいて、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とともに、小規模の事業者の特例的な対応（手法の例示を含む。）を示す予定。  
 ○なお、ガイドラインにおける「安全管理措置」の内容（特例含む。）は、原則、番号法ガイドラインに準じるものとするが、番号法固有の観点から講じることとされている措置に関する記載等は、適切に見直す予定。

（例）・組織的安全管理措置の「取扱状況等の記録」に関する記載

・物理的安全管理措置の「区域の管理」に関する記載 等



## 1. 基本方針とは

- 個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき政府が策定する、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための方針(平成16年4月2日閣議決定、平成28年10月28日最終変更)。
- 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向を示すとともに、国、地方公共団体、独立行政法人等及び個人情報取扱事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定める。

## 2. 基本方針の見直し

- 改正法の全面施行に伴い、個人情報及び情報セキュリティをめぐる状況の変化や国際的な政策の方向性、監督権限の一元化等を踏まえ、全面的な見直しを実施。

### 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

#### (1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取組みが必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

#### (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

##### ① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならぬものとされている。(略)

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び個人情報保護委員会のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

# 改正個人情報保護法の施行スケジュール

	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
国会関係	同意人事			
施行準備	改正個人情報保護法成立 内閣官房	個人情報保護委員会設置 ※1 委員会規則・ガイドライン等の策定	周知広報	改正個人情報保護法全面施行(権限一元化)
法執行	消費者庁 主務大臣 現行法の所管	現行法の所管	改正法の所管	改正法に基づく監督

H27.9.9公布  
H28.1.1設置  
公布後2年以内に施行  
(H29年春頃を想定)

※1 2016年(H28年)1月1日

※2 改正法の公布の日から2年以内で政令で定める日

○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



総務省

# 行政機関個人情報保護法等改正法について

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

平成28年9月

総務省行政管理局

## 改正の背景

- ◇ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ(個人の行動・状態等に関する情報)の活用を適正に進めていくことは、官民を通じた重要な課題。
- ◇ 昨年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われた。



国の行政機関及び独立行政法人等についても、適切な規律の下にパーソナルデータの活用に資する法改正を行う。

## 基本的な考え方

- ① 民間部門についての個人情報保護法の改正では、パーソナルデータの活用を推進するため、適切な規律の下での「匿名加工情報」(※)の仕組みを設けたところ、国の行政機関等についても、匿名加工情報(「非識別加工情報」)の仕組みを設けることとしつつ、国の行政機関等に係る法制度として必要な措置を講じる。(※)特定の個人を識別することができないように個人情報を復元できないようにしたもの
- ② 匿名加工情報の活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえつつ、国民の信頼を確保するための規律を整備することとし、活用の促進と個人の権利利益の保護の調和のとれた制度を構築する。
- ③ その他、個人情報保護法の改正事項である個人情報の定義の明確化や個人情報保護の強化を盛り込む。



## 改正の内容

### 1 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定(非識別加工情報)
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める(個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等)
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

### 2 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

### 3 その他

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
  - ・ 個人情報の定義の明確化(個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等))
  - ・ 要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

※ 次頁参照

## 改正対象法律

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等

## 施行期日

公布の日(平成28年5月27日)から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行  
(新個人情報保護法の施行と同時期を想定)

## 匿名加工情報の作成・提供の仕組み

### 民間事業者

- 不適格な者は除外
  - ・過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
  - ・過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合（※）
  - ・識別行為の禁止
  - ・安全管理措置
  - ・契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

（※）提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の  
締結

提供

### 行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
  - ・個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報除外）
  - ・情報公開請求があれば部分開示されること（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
- 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査（利用目的、安全管理体制等）
- 匿名加工情報の作成、公表
  - ・基準に基づく適正加工
  - ・個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に  
所管

個人情報保護委員会

## 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律

行政機関等	民間事業者
<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる個人情報情報の範囲を適切に設定</li> <li>○提案者の利用目的や安全管理体制を審査</li> </ul> <p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護委員会規則に基づき適正に匿名加工、情報漏えい防止の安全確保措置</li> <li>○匿名加工情報に係る情報の公表</li> </ul> <p>(職員に対する規律)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○匿名加工情報等の不当な目的での利用禁止</li> <li>○個人の秘密に属する事項の不正提供等に係る罰則</li> </ul> <p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護委員会による関与(報告・資料・説明要求、実地調査、指導助言、勧告)</li> </ul>	<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案者から不適格な者を排除</li> <li>○提案に当たって利用目的や安全管理体制を明示</li> </ul> <p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提供を受けた匿名加工情報について安全管理や適正取扱いの措置、公表</li> </ul> <p>(提供を受けた際の規律)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提供を受けた匿名加工情報について識別行為の禁止</li> <li>○利用契約の遵守(義務違反の場合は契約解除。提案の不適格者に)</li> </ul> <p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護委員会による関与(報告・資料要求、立入検査、指導助言、勧告・命令)</li> </ul>

# 現行の行政機関等における個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの概要を記載した「個人情報ファイル簿」⇒作成・公表

(根拠) 行個法11条、同法施行令7～9条、独個法11条、同法施行令1～4条

個人情報ファイルの名称	●●に関する確認申請処理状況ファイル
行政機関(独立行政法人等)の名称	〇〇省
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課、△△課、□□課
個人情報ファイルの利用目的	〇〇給付金の申請に係る審査、給付事務に利用する。
個人情報ファイルの記録項目	1 申請番号、2 氏名、3 住所、4 申請年月日、5 申請項目、6 申請金額、……
記録範囲	〇〇給付金の受給を申請した者(平成△△年度～)
記録情報の収集方法	〇〇給付金申請書
記録情報の経常的提供先	XX省▲▲局■●課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、訂正、利用停止等に特別の手続等	5及び6のファイル記録項目の内容については、〇〇法施行規則(平成〇〇年〇〇省令第〇〇号)の規定により、訂正及び利用停止を請求できる。
個人情報ファイルの種類	■ 法第2条第4項第1号(電算処理ファイル) □ 法第2条第4項第2号(マニキュアルファイル)
令第9条(第4条第3号)に該当するファイルの有無	■ 有 □ 無
備考	既に個人情報ファイル簿に掲載している電算個人情報ファイルの入力票又は出力票(マニキュアルファイル)の有無

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 総則（第二条―第十三条）</p> <p>第三章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条）</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）</p> <p>第二節 国の施策（第八条―第十条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者の義務等</p> <p>第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十五条）</p> <p>第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第三節 監督（第四十条―第四十六条）</p> <p>第四節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十一条）</p> <p>第五章 個人情報保護委員会（第五十二条―第七十四条）</p> <p>第六章 雑則（第七十五条―第八十一条）</p> <p>第七章 罰則（第八十二条―第八十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文字、図画若</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第三章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条）</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）</p> <p>第二節 国の施策（第八条―第十条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者の義務等</p> <p>第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第五章 個人情報保護委員会（第五十条―第六十五条）</p> <p>第六章 雑則（第六十六条―第七十二条）</p> <p>第七章 罰則（第七十三条―第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することにより、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>（新設）</p>
<p>しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第三号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は写真、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することにより、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>一 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2) この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>3) この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、国籍、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に對する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特別の配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4) この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からして個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>一・一（略）</p> <p>5) この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2) この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・一（略）</p> <p>3) この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース</p>

る等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。  
一、四、(略)  
(削除)

61  
81 (略)

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報  
の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別するこ  
とができないようこの個人情報を加工して得られる個人に関する情報であ  
つて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等  
の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規  
則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識  
別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することので  
きる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む  
。)

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を  
含む情報の集合体であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて  
検索することができるように体系的に構成したもその他特定の匿名加  
工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもとして  
政令で定めるもの(第三十六条第一項において「匿名加工情報データ  
ベース等」といふ。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五  
項各号に掲げる者を除く。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の  
一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必  
要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう  
必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の  
国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合の  
とれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものと  
する。

る等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。  
一、四、(略)  
五、その取り扱い個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を  
害するおそれが少ないものとして政令で定める者

41  
61 (略)  
(新設)

(新設)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利  
益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保す  
る必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられる  
よう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一、五、(略)

六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第  
一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のた  
めの措置に関する基本的な事項

七、八、(略)

3、5 (略)

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用  
目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはなら  
ない。

(適正な取得)

第十七条 (略)

21 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人  
の同意を得ないで、匿名化個人情報を取扱してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、  
本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要があ  
る場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定  
める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、  
本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ  
があるとき

五 当該要配慮個人情報若しくは、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六  
条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者に  
より公開されている場合

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一、五、(略)

六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保  
護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七、八、(略)

3、5 (略)

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用  
目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つて  
はならない。

(適正な取得)

第十七条 (略)

(新設)

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなつたときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(仮称個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一・二 (略)

三 第三者への提供の方法

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一・二 (略)

三 第三者への提供の手段又は方法

四 (略)

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第三号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合

二 (略)

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。) (個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置

四 (略)

(新設)

3 個人情報取扱事業者は、前項第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くなければならない。

(新設)

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 (略)

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 (略)

(新設)

置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合に、前条第二項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 (略)

二 全ての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続(第三十三条第三項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 (略)

2・3 (略)

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 (略)

二 すべての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第三項の規定による求めに応じる手続(第三十条第三項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

2・3 (略)

(開示)

(新設)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 三 (略)



31 個人情報取扱事業者は、第二項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

41 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十九条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

21 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

31 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

21 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

31 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

41 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

51 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三

21 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

31 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

(新設)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によつて当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

21 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

(新設)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によつて、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(新設)

21 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によつて、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

31 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二

項、第二十九條第三項又は前條第五項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十二條 個人情報取扱事業者は、第二十七條第二項の規定による求め又は第二十八條第一項、第二十九條第一項若しくは第三十條第一項若しくは第三項の規定による請求(以下この条及び第五十三條第一項において「開示等の請求等」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十三條 個人情報取扱事業者は、第二十七條第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八條第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 (略)

項、第二十六條第二項又は前條第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九條 個人情報取扱事業者は、第二十四條第二項、第二十五條第一項、第二十六條第一項又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十條 個人情報取扱事業者は、第二十四條第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五條第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 (略)

(事前の請求)

第三十四條 本人は、第二十八條第一項、第二十九條第一項又は第三十條第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第二十八條第一項、第二十九條第一項又は第三十條第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十五條 (略)

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第三十六條 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(新設)

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一條 (略)

(新設)

(新設)

- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述符号若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(新設)

(新設)

(安全管理措置等)

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第三節 監督

(報告及び立入検査)

- 第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な調査若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入り、個人情報等の取扱いに関し、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第四十一条 個人情報保護委員会は、前二節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十三條(第四項を除く。)、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第三項を除く。)、第二十七條、第二十八條(第一項を除く。)、第二十九條第二項若しくは

(新設)

(新設)

(報告の取扱い)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(新設)

(新設)

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七條まで又は第二十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要であると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他適正な是

第三項、第三十條第二項、第四項若しくは第五項、第三十三條第二項若しくは第三十六條(第六項を除く。)の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七條若しくは第三十八條の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が迫っていると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十三條第一項、第二十四條若しくは第三十六條第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八條の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を侵害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第四十三條 個人情報保護委員会は、前三條の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、宗教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六條第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第四十四條 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正

正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が迫っていると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで又は第二十三條第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を侵害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五條 主務大臣は、前三條の規定により個人情報取扱事業者に対して報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、宗教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六十六條第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(新設)

な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二條の規定による勧告又は命令を効率的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十條第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その経費について個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十三條の別府支分館(若しくはその他の政令で定める館)又は機関の長に委任することができる。

4 内閣府設置法(若しくはその他の政令で定めるところにより)の別府支分館(若しくはその他の政令で定めるところにより)の長に委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

(削除)

(削除)

第四節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、

は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格事項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 (略)

二 第五十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ロ 第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な

(新設)

(主務大臣)

第二十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第二十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、

主務大臣の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格事項)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 (略)

二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第二十九条 主務大臣は、第二十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第二十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な

- 業務の実施の方法が定められているものであること。
- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
  - 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

- 第五十条 第四十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

- 第五十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。
- 2 (略)

(苦情の処理)

- 第五十二条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。
- 2・3 (略)

(個人情報保護指針)

- 第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のた

- 業務の実施の方法が定められているものであること。
- 一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
  - 二 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

- 第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

- 第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。
- 2 (略)

(苦情の処理)

- 第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。
- 2・3 (略)

(個人情報保護指針)

- 第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の

め、措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成しよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

- 第五十四条 (略)

(名称の使用制限)

- 第五十五条 (略)

(報告の徴収)

- 第五十六条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

- 第五十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表しよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

- 第四十四条 (略)

(名称の使用制限)

- 第四十五条 (略)

(報告の徴収)

- 第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

- 第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)  
 第五十八條 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。  
 一 第四十八條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
 二 第四十九條各号のいずれかに適合しなくなつたとき。  
 三 第五十四條の規定に違反したとき。  
 四 (略)  
 五 不正の手段により第四十七條第一項の認定を受けたとき。  
 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(前除)

第五章 個人情報保護委員会

(設置)  
 第五十九條 内閣府設置法第四十九條第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。  
 2 (略)

(任務)  
 第六十條 (略)

(所掌事務)  
 第六十一條 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 (略)  
 二 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)  
 三 認定個人情報保護団体に關すること。  
 四 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第六十三條第四項において同じ。)の取扱いに関する監督又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。  
 五 (九) (略)

(職権行使の独立性)  
 第六十二條 (略)

(組織等)  
 第六十三條 (略)

(任期等)  
 第六十四條 (略)

(身分保障)  
 第六十五條 (略)

(罷免)  
 第六十六條 (略)

(認定の取消し)  
 第四十八條 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。  
 一 第三十八條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
 二 第三十九條各号のいずれかに適合しなくなつたとき。  
 三 第四十四條の規定に違反したとき。  
 四 (略)  
 五 不正の手段により第三十七條第一項の認定を受けたとき。  
 2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)  
 第四十九條 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七條第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。  
 一 設立について許可又は認許を受けている認定個人情報保護団体(第三十七條第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。)については、その設立の許可又は認許をした大臣等  
 二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所轄する大臣等  
 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)  
 第五十條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。  
 2 (略)

(任務)  
 第五十一條 (略)

(所掌事務)  
 第五十二條 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 (略)  
 (新設)  
 二 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四條第四項において同じ。)の取扱いに関する監督又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。  
 三 (七) (略)

(職権行使の独立性)  
 第五十三條 (略)

(組織等)  
 第五十四條 (略)

(任期等)  
 第五十五條 (略)

(身分保障)  
 第五十六條 (略)

(罷免)  
 第五十七條 (略)

(委員長)  
第六十七条 (略)

(会議)  
第六十八条 (略)

2・3 (略)  
4 第六十五条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 (略)

(専門委員)  
第六十九条 (略)

(事務局)  
第七十条 (略)

(政治運動等の禁止)  
第七十一条 (略)

(秘密保持義務)  
第七十二条 (略)

(給与)  
第七十三条 (略)

(規則の制定)  
第七十四条 (略)

第六章 雑則

(適用範囲)

(委員長)  
第五十八条 (略)

(会議)  
第五十九条 (略)

2・3 (略)  
4 第五十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 (略)

(専門委員)  
第六十条 (略)

(事務局)  
第六十一条 (略)

(政治運動等の禁止)  
第六十二条 (略)

(秘密保持義務)  
第六十三条 (略)

(給与)  
第六十四条 (略)

(規則の制定)  
第六十五条 (略)

第六章 雑則

第七十五条 第十五条、第十六条、第十八条(第二項を除く)、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第四十二条、第四十二条第一項、第四十三条及び四四条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に關連してその者を本人とする個人情報を取扱った個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

(適用除外)

第七十六条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。  
一〜五 (略)

2 (略)  
3 第二項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに關する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第七十七条 この法律に規定する委員会の権限及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に屬する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(外国執行当局への情報提供)

第七十八条 委員会は、この法律に相當する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に際すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ

(新設)

(適用除外)

第六十六条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。  
一〜五 (略)

2 (略)  
3 第二項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに關する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第六十七条 この法律に規定する主務大臣の権限に屬する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(新設)



れば外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のもにに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行官からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができ、

- 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
- 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
- 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(削除)

(削除)

(権限又は事務の委任)

第六十八条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第六十九条 委員会は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三十二条に規定する機関をいう。第七十一条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年、前項の報告を取りまとめるものとする。

(国会に対する報告)

第七十九条 (略)

(連絡及び協力)

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三十二条に規定する機関をいう。）の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第八十一条 (略)

第七章 罰則

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業員又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(国会に対する報告)

第七十条 (略)

(連絡及び協力)

第七十一条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第七十二条 (略)

第七章 罰則

第七十三条 第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

第七十四条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の間問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十六条 第八十二条及び第八十三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十三条から第八十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第二項又は第五十五条の規定に違反した者

二 第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(削除)

附 則

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同条の規定により行われたものとみなす。

(新設)

(新設)

第七十六条 第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十四条及び第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十五条の規定に違反した者

附 則

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同条の規定により行われたものとみなす。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第一条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（第四章（略））</p> <p>第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供（第四十四条の二―第四十四条の十六）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条―第五十二条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第四章（略））</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条―第五十二条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより</p>

<p>1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>2 個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものをいう。</p> <p>1 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>2 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の</p>	<p>（新設）</p>

種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により  
害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見そ  
他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を  
要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情  
報をいう。

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の  
職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、  
当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当  
該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文  
書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成  
十二年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」と  
いう。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下  
同じ。）に記載されているものに限る。

6 7 (略)

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号  
に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、そ  
れにより特定の個人を識別することができることとなる  
もの（他の情報と容易に照合することができ、それによ  
り特定の個人を識別することができることとなるものを  
除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に  
応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別  
することができない（個人に関する情報について、当該個  
人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個  
人に関する情報が他の情報と照合することができる個人  
に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人  
に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個  
人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合す  
ることにより、特定の個人を識別することができないこ  
とをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）よう  
に個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつ  
て、当該個人情報を復元することができないようにした

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の  
職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、  
当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当  
該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文  
書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成  
十二年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文  
書をいう。以下同じ。）に記載されているものに限る。

4 5 (略)  
〔新設〕

ものをいう。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に  
含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記  
述等を復元することのできる規則性を有しない方法に  
より他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に  
含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個  
人識別符号を復元することのできる規則性を有しない  
方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、  
次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成  
する保有個人情報（他の情報と照合することができ、そ  
れにより特定の個人を識別することができることとなる  
もの（他の情報と容易に照合することができ、それによ  
り特定の個人を識別することができることとなるものを  
除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又  
は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規  
定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以  
下この項において同じ。）が含まれているときは、当該  
不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られ  
る非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は  
同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情  
報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこ  
と。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長  
に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情  
報が記録されている行政文書の同条の規定による開示  
の請求があつたとしたならば、当該行政機関の長が次  
のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記載されている保有個人情報の全

〔新設〕

部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであつて、次に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるもの

11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

（利用目的の明示）  
 第四条 行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む）

〔新設〕

〔新設〕

（利用目的の明示）  
 第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁

む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一・二 (略)

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 (略)

（正確性の確保）  
 第五条 行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。次条第二項において同じ。）及び削除情報（第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十条第二項第五号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

氣的な方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一・二 (略)

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、「地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 (略)

（正確性の確保）  
 第五条 行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)  
第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。  
2 前項の規定は、行政機関から個人情報(行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条、第四十八条、第五十条及び第五十一条において同じ。)の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)  
第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第七七条までに於いて同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 五 (略)
- 五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 六 十 (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 五 (略)
- 五の二 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
- 五の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
- 六 十 (略)

3 十一 第二条第六項第二号に係る個人情報ファイル (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)  
第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。  
2 3 (略)

(保有個人情報の開示義務)  
第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。  
一 (略)  
二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
イ 八 (略)

(安全確保の措置)  
第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。  
2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)  
第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 五 (略)
- 〔新設〕
- 六 十 (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 五 (略)
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 六 十 (略)

3 十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)  
第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(第三項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。  
2 3 (略)

(保有個人情報の開示義務)  
第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。  
一 (略)  
二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
イ 八 (略)

(部分開示)

第十五条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情...

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事...

3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十四條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事...

(部分開示)

第十五条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情...

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事...

3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十四條 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事...

については、保有個人情報を移送を受けた独立行政...

3 (略)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第四十四條 (略)

第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供

(行政機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第四十四條の二 行政機関の長は、この章の規定に従い、...

2 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的...

3 前項の一削除情報とは、行政機関非識別加工情報の...

については、保有個人情報を移送を受けた独立行政...

3 (略)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第四十四條 (略)

(新設)

(新設)

るものを除く。)を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の三 行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが第二条第九項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第九号」とあるのは、「第九号並びに第四十四条の三各号」とする。

- 一 第四十四条の五第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該個人情報ファイルが第二条第九項第二号（ロに係る部分に限る。）に該当するときは、第四十四条の八第一項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第四十四条の四 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第四十四条の五 前条の規定による募集に際して個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができ

- 2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない。
  - 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
  - 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
  - 三 提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数
  - 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十一第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
  - 五 提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容及
  - 六 提案に係る行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
  - 七 提案に係る行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
  - 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
  - 一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当

〔新設〕



しないことを誓約する書面

- 一 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 五 独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第四十四条の七 行政機関の長は、第四十四条の五第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適

〔新設〕

〔新設〕

合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
  - 二 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数が、行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
  - 三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の十第一項の基準に適合するものであること。
  - 四 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
  - 五 第四十四条の五第二項第六号の期間が行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
  - 六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なるものであること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 行政機関の長は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 第四十四条の九の規定により行政機関の長との間で

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

一 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記録されている行政文書の行政機関情報公開法第三十三条の規定による開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、行政機関情報公開法第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「行政機関の長」とあるのは、「行政機関の長(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第五条に規定する行政機関の長をいう。次項において同じ。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有

〔新設〕

個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の十一 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第四十四条の三各号」とあるのは、「一、第四十四条の三各号並びに第四十四条の十一各号」とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- 一 行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者にならうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関非識別加工情報について第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

〔新設〕

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる」第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

るものとする。

(手数料)

第四十四条の十三 第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

〔新設〕

2 前条第二項において準用する第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参照して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 行政機関の長は、第四十四条の九(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

〔新設〕

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十

〔新設〕

四、四の十第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行つた場合について準用する。

（従事者の義務）

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等に準ずる行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五章 雑則

（適用除外等）

第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは恩赦の執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われてい

（新設）

第五章 雑則

（適用除外等）

第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは恩赦の執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類

にないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

（権限又は事務の委任）

第四十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章から前章まで、第十条及び第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第四十七条（略）  
2 総務大臣は、この法律（前章を除く。第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条において同じ。）の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理）

第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等）

第五十一条の二 行政機関の長は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよ

その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

（権限又は事務の委任）

第四十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第四十七条（略）  
2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（苦情処理）

第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（新設）

う、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第五十一条の四 個人情報保護委員会は、行政機関の長に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第五十一条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第五十一条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(勸告)

第五十一条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて勸告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第五十一条の八 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、行政機関の長が同法第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して行政機関非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

〔新設〕

〔新設〕

第六章 罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布され、平成 29 年春頃に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が 5,000 以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールを御紹介する説明会を開催いたします。事業者に限らず、興味のある方はどなたでも御参加いただけますので、この機会を是非御活用ください。

日時：平成 29 年 3 月 2 日（木） 13:30～15:00（受付 13:00～）

場所：福岡県中小企業振興センタービル 大ホール  
（福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 2 階）

定員：300 名程度（※申込先着順）

対象：中小企業、小規模事業者、個人事業者、その他興味のある方

参加費：無料

主催：個人情報保護委員会

お申込み方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入の上、郵送又は F A X にてお申し込みください。

（お申込み先）

〒812-8577

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県総務部県民情報広報課 情報公開係

F A X 092-643-3107

お申込み期限：平成 29 年 2 月 28 日（火）まで

お問合せ先：①説明会の内容に関すること

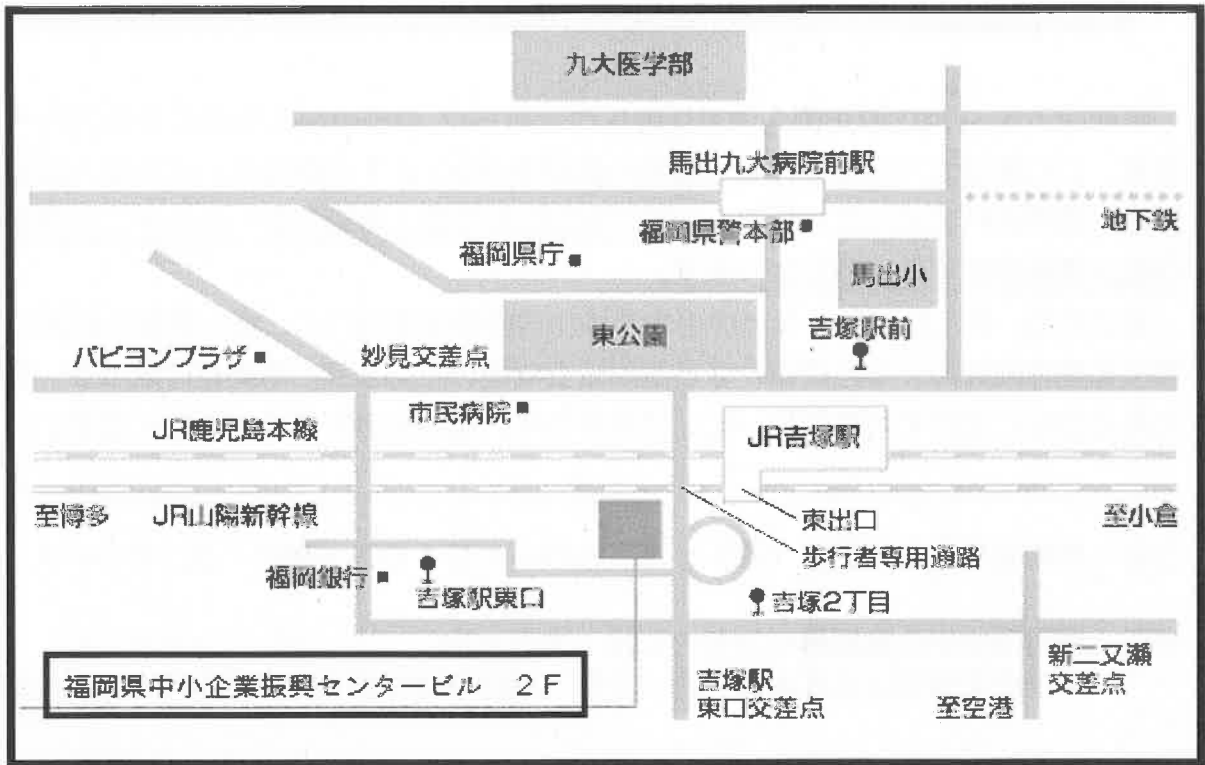
個人情報保護委員会事務局広報担当（TEL 03-6457-9752）

②申込方法や当日の出欠に関すること

福岡県総務部県民情報広報課（TEL 092-643-3104）

個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますので御覧ください。URL：<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

(会場までのアクセス)



- ・ JR吉塚駅から徒歩1分
- ・ 福岡市営地下鉄馬出九大病院前駅から徒歩15分

※駐車場（有料）には限りがございますので、公共交通機関を御利用ください。

## 参加申込書

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部県民情報広報課 情報公開係 行  
(FAX 092-643-3107)

出席者氏名	会社名	
	職名	
連絡先	電話	
	FAX	
	e-mail	

郵送又はFAXにてお申し込みください。(お電話、メールでのお申し込みは御遠慮ください。)

御記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

# 個人情報を事業に活用する すべての事業者に 個人情報保護法が 適用されます。

ご存じ  
ですか？

平成27年9月に個人情報保護法が改正されました。

これにより、平成27年9月9日(公布日)から2年以内の政令で定める日以降は、顧客や従業員の個人情報(氏名、電話番号、住所等)を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用しているすべての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

準備を  
始めましょう!

もうすぐですね!



## 個人情報を取り扱う際の 注意点を確認しましょう。

さらに具体的なルールは、今後、個人情報保護委員会が定めるガイドラインをご確認ください。

### ✓ 個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。また、特定した目的は、本人に通知、又は公表する必要があります。

### ✓ 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳は鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりするなどの安全に管理するための措置をとる必要があります。

### ✓ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、 原則として、あらかじめ本人の同意を得ること\*

例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、国等に協力する場合等の一定の場合には、本人の同意がなくても、個人情報を第三者に渡すことができます。

### ✓ 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、 利用停止等すること\*

### ✓ 個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

\* 個人情報を名簿化した際に必要となるルールです。

具体的な施行日や  
ガイドラインは、  
委員会のホームページ等  
で公表されます!





## 個人情報保護法とは？

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律が「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)です。

これまでは  
主に大企業が  
対象でしたが、

これからは  
すべての企業が  
対象になりますよ。



## 個人情報保護法を守らなければならない事業者とは？

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは、個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者のことをいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

改正前は、事業に活用する個人情報が5,000人分以下の事業者は、個人情報保護法の義務を守る必要はありませんでした。しかし、情報通信技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後は、このような事業者も個人情報保護法を守らなければならないこととなりました。

## 個人情報とは？

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいいます。

例：氏名・住所・生年月日、顔写真、顔認識データ、指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、免許証番号等

## 個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する独立機関として、平成28年1月1日に設置されました。改正法の施行前までは、事業分野ごとの担当大臣が事業者を監督し、施行後(公布の日から2年以内の政令で定める日)からは、個人情報保護委員会が事業者を監督することとなります。

- 法律の詳細や最新の情報を知りたい方は

個人情報保護委員会 検索

Click!

- 質問ダイヤルでは、「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

個人情報保護法 質問ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

- 個人情報の取扱いについての苦情は下記などにご相談ください。

事業者の  
苦情受付窓口

認定個人情報保護団体

消費生活センターなど  
地方公共団体の窓口

国民生活センター

## 平成 27 年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

## 1 自己情報の開示請求の状況

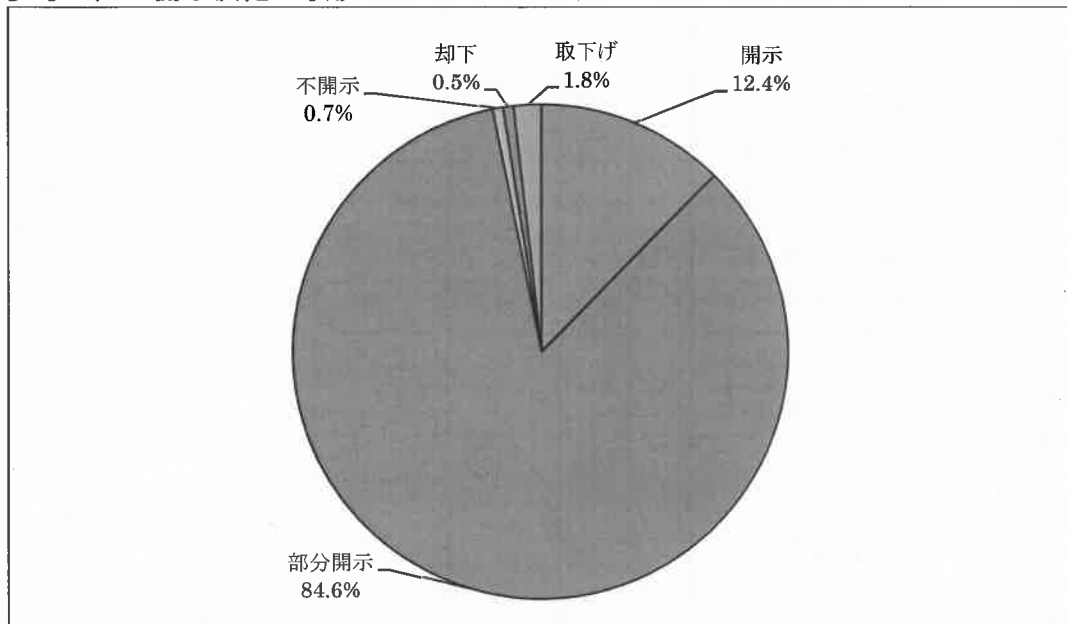
## (1) 文書による開示請求と決定の状況

平成 27 年度の文書による自己情報の開示請求の件数は 442 件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数 10 件を除いた 432 件です（表 1）。

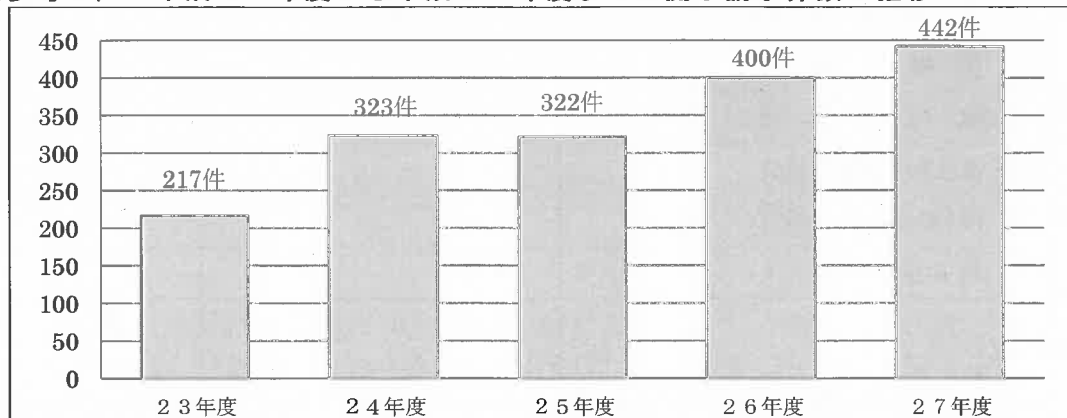
表 1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

請求件数	決定等の状況					
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
442	55	374	3	3	2	8

## (参考 1) 開示決定の状況



## (参考 2) 平成 23 年度から平成 27 年度までの開示請求件数の推移



(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長350件、知事59件等となっています（表2）。

表2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関		請求 件数	決定等の状況					
			開示	部分 開示	不開示 不存在	却下	取下げ	
知 事	秘書室・総務部	4					4	
	企画・地域振興部							
	人づくり・県民生活部							
	保健医療介護部	15	12	3				
	福祉労働部	31	15	15	1	1		
	環境部							
	商工部							
	農林水産部	3	1	1	1	1		
	県土整備部	2	1	1				
	建築都市部	4		4				
	会計管理局							
	小計	59	29	24	2	2	0	4
議会								
公営企業の管理者								
教育委員会		14	6	6			2	
選挙管理委員会								
人事委員会		7	7					
監査委員								
公安委員会		2		2				
警察本部長		350	3	342	1	1	2	2
労働委員会								
収用委員会								
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
地方独立行政法人		10	10					
合計		442	55	374	3	3	2	8
(請求件数に対する比率)		(100.0%)	(12.4%)	(84.6%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.5%)	(1.8%)

### (3) 不開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成27年度における不開示事由の事由別適用件数は、表3のとおりです。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	267		267
第2号	事業情報	10		10
第3号	審議・検討等情報	1		1
第4号	行政運営情報	247		247
第5号	評価判断情報	16		16
第6号	警察職員情報	343		343
第7号	捜査等情報	43		43
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		927	0	927

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

### (4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	175	警察本部長
警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報	88	警察本部長
警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報	31	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報	28	警察本部長
職員採用試験に関する自己情報	17	人事委員会等

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成27年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、10,021件です（表5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成27年度は、知事が20、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が15、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

表5 簡易開示の状況（件数は平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	福岡県ふぐ処理師試験	4	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	13	合格発表の日から1か月間
	技能検定試験	1	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	5	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	5	
事	狩猟免許試験	9	合格発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	2	合否発表の日から1か月間
	農薬指導士認定試験	1	
	小計	90	

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
教育委員会	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験 (小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員)	1	可否通知を送付した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,335	合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	135	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間
	小計	7,471	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	798	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	62	
	福岡県職員採用選考試験(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	20	
	小計	880	
警察本部長	福岡県警察官A(男性)採用試験	182	合格発表の日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官A(女性)採用試験	48	
	福岡県警察官A(武道指導)採用試験	1	
	福岡県警察官B(男性)採用試験	198	
	福岡県警察官B(女性)採用試験	61	
	福岡県警察官B(武道指導)採用試験	25	
	福岡県警察官C採用試験	6	
	猟銃等講習考査	177	可否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	142	
	機械警備業務管理者講習修了考査	16	
	警備員等検定学科試験	124	
	警備員等検定実技試験	65	
	駐車監視員資格者講習修了考査	20	
小計	1,065		

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間	
地方 独立 行政 法人	九州歯科大学入学者選抜試験	133	4月16日から1か月間	
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	28		
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	5	合格発表の日から1か月間	
	福岡女子大学一般入試(前期日程・後期日程)	106	学生募集要項に定める期間	
	福岡女子大学推薦入試(大学入試センター試験を課す推薦入試・課さない推薦入試)			
	福岡女子大学私費外国人留学生入試			
	福岡県立大学入学者選抜試験	153	4月16日から1か月間	
	福岡県立大学推薦入学試験	63		
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1		
	福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験	1		
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	10		合格発表の日の翌月の1日から1か月間
		小計	515	
		合計	10,021	

## 2 自己情報の訂正請求の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成27年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成27年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

#### 4 不服申立ての状況

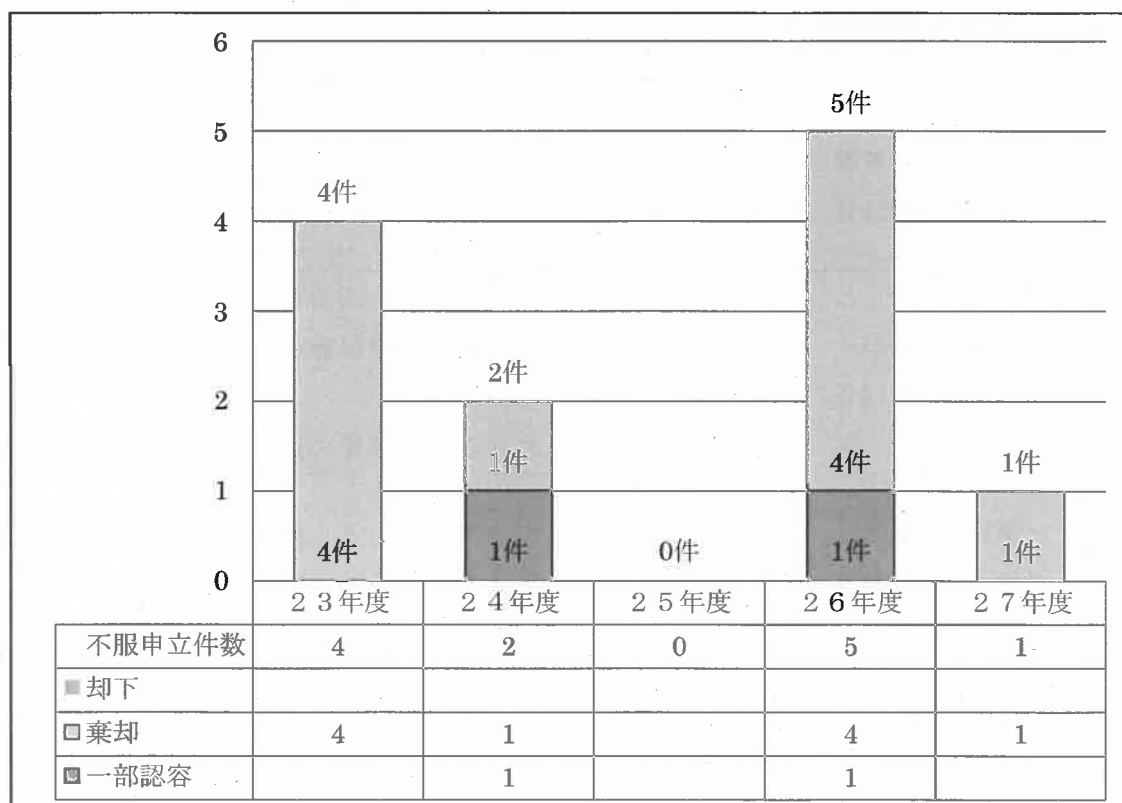
開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成27年度は、不服申立てが1件ありました（表6）。

表6 不服申立ての処理状況

答申 番号	不服申立 案 件	諮問 実施 機関	不 服 申 立 年月日	諮 問 年月日	答 申 年月日	裁 決 年月日	裁決の 内 容
3-1	相談カードに係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	公 安 委員会	27.10.9	27.12.10	28.2.18	28.6.2	棄却

（参考） 平成23年度から平成27年度までの不服申立件数の推移





## 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

・第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

### (1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成27年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7、表8、表9）。

表7 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第12期：第5回審議会 平成27年5月21日	・福岡県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）
第6回審議会 平成27年6月18日	・福岡県個人情報保護条例の一部改正について（答申） ・平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告） ・平成26年度における個人情報の流出事案について（報告）
第7回審議会 平成27年8月20日	・行政不服審査法の全部改正に伴う個人情報開示決定等に係る不服申立制度の在り方について（諮問・答申）
第8回審議会 平成28年2月18日	・行政不服審査法の全部改正に伴う審査事務の変更点等について ・福岡県個人情報保護審議会運営要領の制定について ・個人情報漏えい等事案について（報告）

**表 8 第一部会の開催状況**

開催期日	主な審議内容
第12期：第10回第一部会 平成28年1月21日	・不服申立てについて
第11回第一部会 平成28年2月18日	・不服申立てについて

**表 9 第二部会の開催状況**

開催期日	主な審議内容
第12期：第4回第二部会 平成27年 4月14日	・住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について（答申）
第5回第二部会 平成27年10月28日	・福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供について（諮問・答申）
第6回第二部会 平成28年 2月18日	・福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について（諮問・答申）

## 6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成27年度は、6件の苦情相談がありました。